

経営規模等評価の再審査申立て要領（再審査の申立ての特例）

（令和3年12月27日～令和4年4月26日申請分）

令和3年12月
愛媛県

この要領は、愛媛県知事許可業者が、建設業法第27条の28の規定により、能力評価基準による評価を受けていた建設技能者に係る経営規模等評価の再審査の申立ての特例を適用して、再審査を申し立てる場合の方法等を定めたものです。

参 考

○建設業法

（再審査の申立）

第27条の28 経営規模等評価の結果について異議のある建設業者は、当該経営規模等評価を行った国土交通大臣又は都道府県知事に対して、再審査を申し立てることができる。

○建設業法施行規則

（再審査の申立て）

第20条 法第27条の28に規定する再審査（以下「再審査」という。）の申立ては、法第27条の27の規定による審査の結果の通知を受けた日から30日以内に行わなければならない。

○再審査の申立ての特例（建設業法施行規則附則）

令和3年6月16日以後に経営規模等評価の申請をした建設業者であって国土交通大臣が定める要件に該当するものが、第18条の3第1項第10号に掲げる事項のうち建設工事を適正に実施するために必要な技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況及び同条第2項第3号に掲げる事項について法第27条の28の規定により再審査の申立てをする場合における第20条第1項の規定の適用については、同項中「法第27条の27の規定による審査の結果の通知を受けた日から30日以内」とあるのは、「令和4年4月26日まで」とする。

（1）再審査の対象

令和3年6月16日以降に経営規模等評価の申請を行った建設業者であって、雇用する建設技能者が能力評価基準による評価を受けていたものの、当該申請の際に、「技術力（技術職員数）」及び「知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況（技能レベル向上者数）」に係る審査に必要な、能力評価の結果を証する書面等の写しを提出することができなかつた者。

※再審査による結果通知書の有効期間は、従前の結果通知書の有効期間と同じです。

※再審査は必須ではありません。その場合、従前の結果通知書が引き続き有効です。

（2）再審査の申立て期間

令和3年12月27日から令和4年4月26日まで

（3）再審査の対象項目

①技術職員数（Z₁） ②知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況（W₁₀）

(4) 再審査申請書の提出先

主たる営業所の所在地を管轄する地方局建設部または土木事務所

(5) 再審査の手数料

無料

(6) 提出書類等

①提出書類

必ず、次の順番に揃えて提出してください。

番号	書類名称	摘要、備考
1	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「省令」という。）別記様式第25号の14）	20001 帳票 【作成上の注意】 ・様式表題部は「経営規模等評価再審査申立書」、「総合評定値請求書」及び「～再審査の申立てをします。」、「～総合評定値の請求をします。」を残し、その他の不要なものを二重線で消すこと。 ・「項番05」は、コード「4」を記入。 ・「項番08」～「14」は、今回の再審査申立ての元となる申請時以降に変更があった場合には、変更後の内容を記載のこと（ただし、建設業法に定める変更届出を提出しているものに限る）。 ・様式最後の「再審査を求める事項」欄には「技術力（技術職員数）」又は「知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況」と、「再審査を求める理由」欄には「能力評価基準による評価を受けていた建設技能者に係る経営規模等評価の再審査の申立て」と記入。
2	工事種類別完成工事高/工事種類別元請完成工事高（同様式別紙一）の <u>前回提出分の写し</u>	20002 帳票
3	その他の審査項目（社会性等）（同様式別紙三）	20004 帳票 【作成上の注意】 ・再審査の対象となる建設技能者がいる場合は、項番62の記載内容を変更。
4	技術職員名簿（同様式別紙二）	20005 帳票 【作成上の注意】 ・再審査の対象となる建設技能者がいる場合は、技術職員又は有資格区分を追記すること。 ・その他の技術職員の氏名、生年月日、業種コード、有資格区分コード、監理技術者資格者証交付番号は、今回の再審査申立ての元となる既申請済の記載内容どおり転記すること。 ・「審査基準日現在の満年齢」欄は、審査基準日時点の満年齢を記入すること。

番号	書類名称	摘要、備考
5	技能者名簿（様式第5号）	再審査の対象となる建設技能者についてレベル向上の有無の内容を変更すること。
6	経営状況分析結果通知書の写し	今回の再審査申立ての元となる申請時に提出したもの

②提示書類

次に掲げる書類等については、審査当日持参のうえ、提示してください。

（留意事項）

- ・以下の提示書類以外にも、審査に必要とする資料の提出または提示を求めることがあります。

番号	書類内容	提示書類摘要
1	前回申請時の提出書類等	<p>前回申請時の提出書類副本（再審査を申立てしようとする総合評定値の結果通知を受けた審査基準日に係るもの。なお、地方局建設部または土木事務所の受領印のあるものに限る。）</p> <p>-----</p> <p>再審査を申立てしようとする総合評定値の結果通知書</p>
2	技術職員・技能者の資格の確認に要する書類	<p>審査対象は、再審査の対象となる建設技能者に限る。</p> <p>※能力評価実施機関が発行する「能力評価（レベル判定）結果通知書」</p>
3	技術職員等が一定期間以上雇用されていることの確認に要する書類	<p>審査対象は、再審査の対象となる建設技能者に限る。</p>

③提出部数

	正本	副本
愛媛県知事許可業者	1部	1部